

平塚市監査委員 市川 喜久江  
同 城田 孝子  
同 出村 光  
同 上野 仁志

## 監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

### 1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する令和7年度の財務監査  
行政委員会等 監査委員事務局、農業委員会事務局

### 2 監査の実施期間

令和7年11月12日から12月17日まで

### 3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

#### 監査項目

- (1) 事務事業及び管理運営事項
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
  - 契約事務、補助金等の事務
- (4) 財産の管理事務
- (5) 庶務その他事務

### 4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

## 行政委員会

### (1) 監査委員事務局

ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

### (2) 農業委員会事務局

ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

以上